



秋田県公報

目 次

告示	ページ
県議会定例会の招集(七五〇・財政課)……………	1
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(七五一・福祉政策課)……………	1
生活保護法による介護機関の指定(七五二・福祉政策課)……………	1
生活保護法による指定介護機関の変更(七五三・福祉政策課)……………	2
風致地区の区分を定める告示の一部改正(七五四・都市計画課)……………	3
屋外広告物の禁止地域の一部改正(七五五・七五六・都市計画課)……………	3
道路の供用開始(七五七・道路課)……………	3
公告	4
土地改良区の役員の就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………	4
市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(平鹿地域振興局農	

告 示

林部)……………	4
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………	4
選挙管理委員会告示	
個人演説会を開催することができる施設の指定(一五二)……………	5
内水面漁場管理委員会指示	
コイ(マゴイ及びニシキゴイ)の持出し及び移植ならびに放流等に係る指示(一)……………	5

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
雄勝中央病院	秋田県厚生農業共同組合連合会 代表理事 理事長	秋田県湯沢市表町三丁目三番十五号	居宅療養管理指導	平成十七年七月三十一日

秋田県告示第七百五十二号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年九月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七百五十号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百零二条第二項の規定に基づき、平成十七年九月二十日に、秋田県議会定例会を秋田市に招集する。
 平成十七年九月十三日
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七百五十一号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年九月十三日
 秋田県知事 寺 田 典 城

雄勝中央病院	とっげんの郷訪問介護事業所	たむらクリニク	シヨートステイ おてんとさん	ほのぼのヘルパーステーション	西木村立西明寺診療所	中仙居宅介護支援事業所	グループホーム太田ふくし苑	有限会社 ゆう愛 ひまわりケアセンター	名 称
秋田県厚生農業共同組合連合会 代表理事 理事長	有限会社旭メデイカル サービス 代表取締役	たむらクリニク 院長	有限会社よる津や 取締役社長	有限会社よる津や 取締役社長	西木村長	大仙市長	株式会社 サイトー 商 会 代表取締役	有限会社 ゆう愛 代表取締役	開設者氏名又は名称
湯沢市山田字勇ヶ岡二十五	仙北郡美郷町野中沢田三番地	男鹿市脇本字上野百十番四	由利本荘市東梵天九十五番一	由利本荘市大楸町百十七番地五	仙北郡西木村門屋字道目木三百十九番一	大仙市北長野字野口前四十七番地	大仙市太田町横沢字久保関北七百十六番地一	大仙市内小友字上高花二百一	所 在 地
居宅療養管理指導	訪問介護	居宅療養管理指導	短期入所生活介護	訪問介護	居宅療養管理指導	居宅介護支援事業	認知症対応型共同生活 介護	訪問介護	サービスの種類
平成十七年八月一日	平成十七年七月二十二日	平成十七年六月一日	平成十七年六月一日	平成十七年六月一日	平成十七年五月一日	平成十七年三月二十二日	平成十七年三月十五日	平成十四年四月一日	指定年月日

秋田県告示第七百五十三号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用
 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十七年九月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変更年月日
			変 更 前	変 更 後		
秋田県厚生連雄勝指定居宅介護支援事業所	秋田県厚生農業共同組合連合会 代表理事理事長	秋田県湯沢市表町三丁目三番十五号	秋田県湯沢市表町三丁目三番十五号	湯沢市山田字勇ヶ岡一十五	居宅介護支援事業	平成十七年八月一日
秋田県厚生連雄勝訪問看護ステーション	秋田県厚生農業共同組合連合会 代表理事理事長	秋田県湯沢市表町三丁目三番十五号	秋田県湯沢市表町三丁目三番十五号	湯沢市山田字勇ヶ岡一十五	訪問看護	平成十七年八月一日
横手福祉レンタルサービス	日東レンタル株式会社 代表取締役	横手市前郷字上在家六十七番一	横手市前郷字上在家六十七番一	平鹿郡平鹿町中吉田字竹原百番地一	福祉用具貸与	平成十七年八月十二日

秋田県告示第七百五十四号

風致地区の区分を定める告示(昭和四十九年秋田県告示第四百二二号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。
平成十七年九月十三日

秋田県知事 寺田典城
表金浦風致地区の項中、「由利郡金浦町」を「にかほ市」に改める。
表以外の部分中、「秋田県土木部公園緑地課及び金浦町役場」を「秋田県建設交通部都市計画課及びにかほ市役所」に改め、「一般の」を削る。

秋田県告示第七百五十五号

屋外広告物の禁止地域(昭和五十七年秋田県告示第九十号)の一部を次のように改正し、平成十七年九月二十日から施行する。
平成十七年九月十三日

秋田県知事 寺田典城
第一号(二)中、「仙北郡田沢湖町生保内」を「仙北市田沢湖生保内」に改め、同号(九)中「仙北郡田沢湖町田沢」を「仙北市田沢湖田沢」に改め、同号(六)中、「仙北郡田沢湖町生保内」を「仙北市田沢湖生保内」に改め、同号(三)中、「仙北郡田沢湖町道抱返線」を「仙北市市道抱返線」に改める。

秋田県告示第七百五十六号

屋外広告物の禁止地域(昭和五十七年秋田県告示第九十号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。
平成十七年九月十三日

秋田県知事 寺田典城
第一号(一)中、「由利郡」を「にかほ市」に、「象潟町立上浜小学校」を「にかほ市立上浜小学校」に改め、同号(六)中、「平鹿郡山内村小松川」を「横手市山内小松川」に改め、同号(四中)「由利郡」を「にかほ市」に、「町道出雲線」を「市道出雲線」に改め、同号(五)中、「由利郡仁賀保町」を「にかほ市」に改める。

秋田県告示第七百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十七年九月十三日

秋田県知事 寺田典城
一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間

一般国道	百四号	鹿角市十和田大湯字大湯外一六国有林三〇六一林班ら小班地先からは一〇小班地先まで
------	-----	---

- 二 供用開始の期日 平成十七年九月十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路課
- 期間 平成十七年九月十三日から同月二十六日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県仙南土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年九月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町金沢字下野際七十八番地

仁 坂 聰

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、十文字町からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年九月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業（真角地区基盤整備促進事業（農道整備））計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十七年九月十三日から同年十月十四日まで

三 縦覧場所 平鹿郡十文字町役場

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十七年九月十三日

一 入札に付する事項

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 購入物品名及び数量
液体窒素製造装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十七年十二月二十日（火）
- (四) 納入場所
秋田県立大学本荘キャンパス
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）
 - 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年九月十三日（火）から同月二十二日（木）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十七年九月三十日（金）午前十一時
- 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百五十二号
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨秋田市選挙管理委員会から報告があつたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
 平成十七年九月十三日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
泉語らいの家	秋田市泉中央六丁目三番三十五号	平成十七年九月二日

内水面漁場管理委員会指示

秋田県内水面漁場管理委員会指示第一号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり制限する。
 平成十七年九月十三日

- 一 指示をする区域
 秋田県内水面漁場管理委員会会長 伊藤 彊
 県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす県内の水面

二 指示の内容

- (一) 持ち出しの制限
 コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときまたはその疑いがあると認められるときは、当該水域のコイを持ち出してはならない。ただし蔓延防止のため及び公的機関が試験研究ならびに検査に供する場合はこの限りではない。
- (二) 移植の制限
 コイがコイヘルペスウイルス病に罹患したときまたはその疑いがあると認められるときは、当該水面にコイを移植してはならない。
- (三) 放流等の制限
 コイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイが次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならぬ。
 1) 汚染水域由来でないこと。
 2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
 3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。
- (四) 遺棄の禁止
 生死を問わずコイを投棄、遺棄してはならない。
- 三 指示をする期間
 平成十七年九月十三日から平成十八年三月三十一日まで

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄